

## 変圧器・コンデンサーの高濃度PCB使用・不使用の判別方法

**使用中の電気設備**については、接触等により**感電の恐れがあり非常に危険**ですので、調査のために設備に近づかないでください。

使用中の電気設備については、お手元にある**書類により確認できる範囲**で調査してください。  
また、調査にあたっては、貴社の電気設備を管理している電気主任技術者に必ずご相談ください。

●下の写真に示す電気機器が変圧器、コンデンサーです。



変圧器



コンデンサー

●「変圧器、コンデンサーが高濃度のPCBを使用しているか否か」については、**お手元にある書類をもとに機器の製造年、型式が確認できる場合、次頁の「変圧器・コンデンサー判別リスト」で判別**してください。

●国内メーカーで**昭和 27 年（1952 年）以前及び昭和 48 年（1973 年）以降**に製造された機器については、**高濃度 PCB を使用した機器はありません。**



※この製造年別の判別は外国製など一部の機器については該当しない場合があります。

本別紙に記載した判別方法がわからない場合は、下記までお問い合わせください。

### 【お問合せ窓口】

- ① 調査概要（調査目的、調査対象の選定根拠、調査票記入方法等）に関する問い合わせ先  
京都府 府民環境部 循環型社会推進課（電話 075-414-4717）
- ② PCBに関する技術的相談窓口  
公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団  
（電話 0120-907-033（東京都内））  
（令和2年1月17日までの平日10時～17時とさせていただきます。）  
但し、年末年始（12月28日～1月5日）を除きます。）

※PCBの使用について、明確に判別できなかった場合は、「不明」としてください。

